

マージン率等に係る情報提供について

株式会社ディーアンドエーコンサルティング
許可番号：派14-301370

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の労働者派遣事業の状況に関する情報を提供いたします。

対象期間：令和5年度（令和5年1月～令和5年12月）

記

- 派遣労働者数 16名
- 派遣事業所数 6社
- 労働者派遣に関する料金の平均額 ¥56,592
（1日当たりの料金額(8時間労働として計算)）
- 派遣労働者の賃金の平均額 ¥39,842
（1日当たりの料金額(8時間労働として計算)）
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 29.5%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口：古谷 賢治（TEL：045-651-7470）

訓練の内容	対象者	訓練方法	主体	費用負担	賃金	一人当たりの平均実施時間
新規採用者教育 ・入社時教育 ・ビジネスマナー研修 ・プログラミング基礎等の技術研修等	雇入時 (職務経験1年目)	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
若手社員教育 ・ビジネススキル研修 ・設計工程等の基礎研修等	派遣中 (職務経験2年目)	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
中堅社員教育 ・ビジネススキル研修 ・要件定義の基礎教育等	派遣中 (職務経験3～4年目)	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
管理職教育 ・管理職研修等	派遣中 (職務経験5年以上)	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

労使協定を締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 全ての派遣労働者 ）

当該労使協定の有効期間の終期（ 2025年 3月 31日 ）

労使協定を締結していない

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費等、資格取得や技能講習受講、教育訓練、年次有給休暇等の運営経費等を含んだものです。